

# 防災カルテの使い方

地域のみなさまとともに防災・減災を実現するために

平成27年度作成 青森市総務部危機管理課

白紙のページ

## 【目次】

### 1. 防災カルテの概要

はじめに.....	p 1
防災カルテとは？ .....	p 2
活用方法について .....	p 3
注意事項について .....	p 3

### 2. 防災カルテのQ&A

【問1】 防災カルテは何のために作られたのですか？ .....	p 4
【問2】 特定の場所（自宅や会社など）は、どの程度の被害を受けると 予測されているのでしょうか？ .....	p 4
【問3】 防災カルテの入手方法は？全世帯へ配ってはどうですか？ .....	p 4
【問4】 防災カルテにはどの時点の情報が掲載されているのですか？ .....	p 5
【問5】 防災カルテの内容についての問い合わせ先は？ .....	p 5
【問6】 防災カルテは何年ごとに情報を更新するのですか？ .....	p 5
【問7】 何かできる対策はありますか？ .....	p 6
【問8】 耐震改修済みの建物であれば、倒壊しないと考えるよいのでしょ うか？また、比較的震度が小さい地区は、耐震改修不要と考えるよい のでしょ うか？ .....	p 6

## 【はじめに・・・】

東日本大震災では、大自然の猛威の前に、突然にして1万5000名をも超える多くの犠牲者がありました。本市では、震災による直接的な人的、物的被害こそ少なかったものの、陸奥湾沿岸部の市民の方々の一時避難、地震直後から長時間に及んだ市内全域での停電、また、その後の生産、流通の停滞などによる燃料や一部食料品の不足などにより、市民生活に不便や混乱が生じました。

このような未曾有の震災を踏まえ、国においては、防災対策の基本を定めた総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画の見直し」を行い、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、対策を推進する」ことを計画の中に定め、青森県では「平成25年度青森県・地震津波被害想定調査」を実施しました。

本市では、国や県の動向を踏まえ、より詳細に本市の状況を反映した被害予測を行う必要があると考え、平成26年度より青森市全域を対象とする被害想定調査を実施したところであり、市の地域防災計画をはじめとする各種防災施策への反映の為に基礎資料として活用していきたいと考えています。

しかしながら、災害からの被害を最小限にするには、国、県、市が行う「公助」とともに、住民自らが行う「自助」や地域の自主防災組織などが連携して行う「共助」が不可欠となってきます。

このたび、被害想定調査の成果の一つとして、主な内容を小学校区別にまとめた「青森市地区別防災カルテ」を作成いたしましたので、このカルテを元に、家族や地域のみなさまで、近くの避難所の確認の防災マップの作成など、様々な場面でご活用いただき、「自助」「共助」の力を高めていただければと思います。

今回の調査結果は、現時点で考えうる最大の被害想定を実施したものであり、予測結果については、大変厳しい内容もあります。

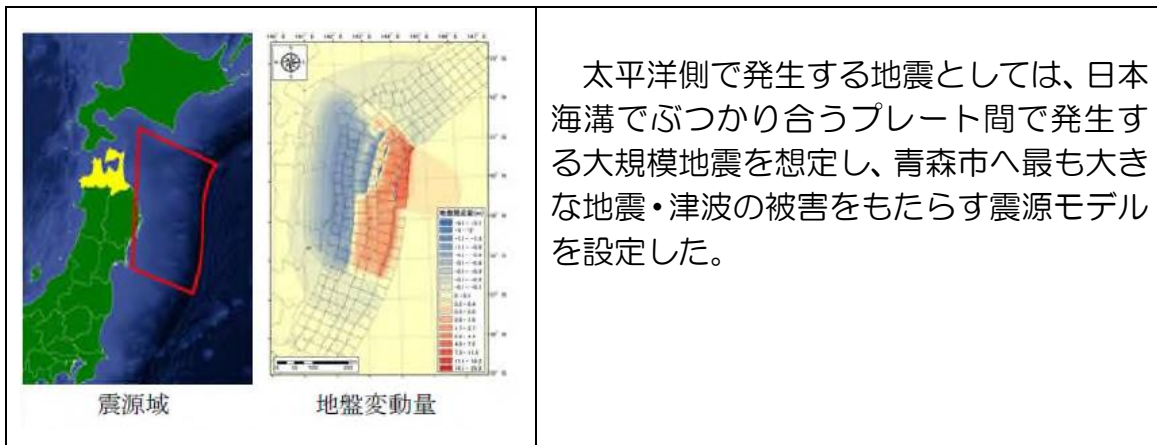
必ずしも同様の被害が生じるとは限りませんが、このカルテが、災害に対して考える一つのきっかけとして、防災への見識を深め、個人や地域の減災の輪が市全体に広がることで、防災力の向上へとつながることを期待しています。

## 【防災カルテとは？】

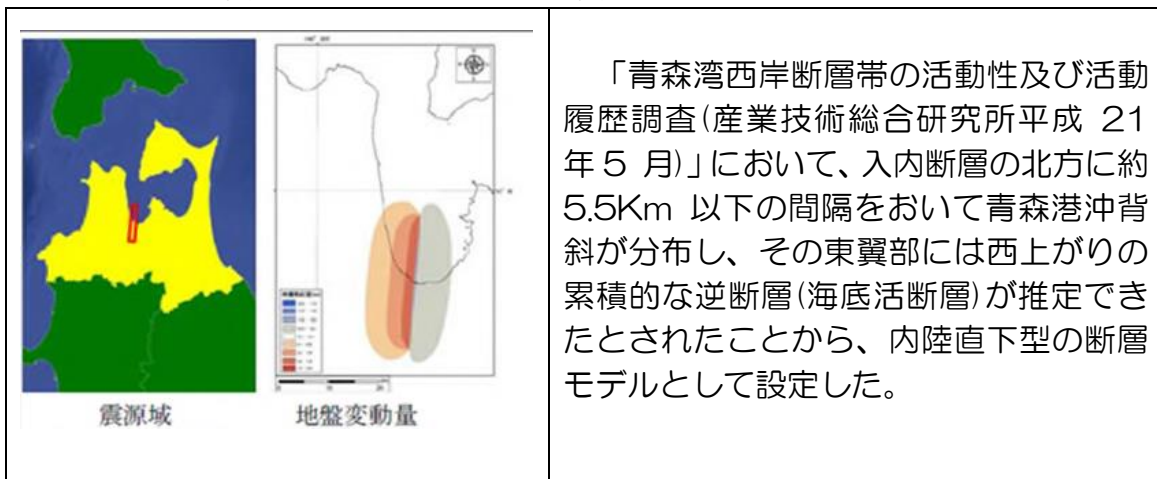
本市では、防災対策上の課題や問題点を把握するため、青森県地震・津波被害想定調査（平成 25 年度）の調査結果を基に、本市に大きな被害を及ぼすことが想定される下記の2つの地震について、災害被害想定調査を実施しました。

この調査結果については、市の地域防災計画をはじめとする各種防災施策への反映の為に基礎資料として活用することとしていますが、地域の皆様にわかりやすく、また、多くの方々にご活用いただけるよう、調査結果の概要と併せて小学校区毎に地域の情報をまとめた「地区別防災カルテ」を作成しました。

### ＜太平洋側で発生する海溝型地震＞



### ＜入内断層を震源とする内陸直下型地震＞



## 【活用方法について】

本カルテは、地域の災害対策を考える際に必要な情報として、地域の特徴や防災力や防災関連施設など、市で現在保有する情報を地図に掲載しています。

このカルテを素材として、家族や地域などで防災について話し合い、それぞれが必要とする情報を地図やメモ欄に書き込むことで、オリジナルの防災ハザードマップを作ることができます。

ぜひ、皆様に工夫し地域を知ることを楽しみながら取り組んでいただき、この防災カルテをより充実した内容の防災ハザードマップにしていただければと思います。

わたしたちの住む地域を知り、災害が発生した際に取り組むべきことを、ご自身、ご家族、また、地域のみなさんで考え、実践してみませんか？

## 【注意事項について】

- 本カルテの情報は、地図の精度上誤差を含んでおります。該当する施設の場所を完全に一致させることは、困難であり、概ねの場所を示す目安であることをご理解願います。
- 本カルテは、関係法令その他の内容を証明するものではありません。権利や義務の発生するもの、不動産取引の資料とするものなど、重要な事項の確認等には使用できませんので、あくまでも参考としてご利用ください。
- 掲載内容は、社会環境の変化等に伴い、予告なく変更する場合があります。
- 掲載されている被害情報については、各種情報を基に統計的に処理したものであり、個々の人物や建物がどのような被害を受けるかについて示すものではありません。
- 現時点で想定される最大の被害を想定したものであり、カルテに掲載された規模で災害が実際に起こることを確約するものではありません。

## 【防災カルテの Q&A】

この Q&A は、防災カルテを公開するにあたり、市民の皆様がカルテをご覧になる際の参考に作成したものです。

### 問1 防災カルテは何のために作られたのですか？

災害からの被害を最小限にするには、国、県、市が行う「公助」とともに、住民自らが行う「自助」や地域の自主防災組織などが連携して行う「共助」が不可欠となってきます。

市では、家族や地域のみなさまで、近くの避難所の確認の防災マップの作成など、様々な場面でご活用いただければと考えております。

また、市では、町（内）会による自主防災組織の普及を働きかけており、防災資機材の購入への補助や、防災講話や訓練への指導など、様々な育成支援を行うなど、「自助」や「共助」の充実に向けた取り組みを進めています。

このカルテが、災害に対して考える一つのきっかけとして、防災への見識を深め、個人や地域の減災の輪が市全体に広がることで、防災力の向上へとつながることを期待しています。

### 問 2 特定の場所(自宅や会社など)は、どの程度の被害を受けると予測されているのでしょうか？

本調査では、250mメッシュごとに被害を予測し、小学校区ごとに被害のとりまとめを行っておりますが、調査結果は各種情報を基に統計的に処理したものであり、個々の人物や建物がどのような被害を受けるかについて示すものではありません。

被害にあうか、あわないかなどを判断する指標としてではなく、被害については、地区の傾向として捉え、注意喚起や減災対策につなげていただければと考えています。

### 問 3 防災カルテの入手方法は？全世帯へ配ってはどうですか？

本カルテは、青森市の全世帯へ配るには、ページも大変多く、また、変更や修正への対応も難しいなど、冊子として製本し全戸へ配布することは難しい状況と考えています。

そのため、青森市役所本庁舎（危機管理課）のほか、各支所・各市民センター、市民図書館などへ冊子として備え付けているほか、青森市ホームページへも掲載しており、どなたでも、ご自由に活用できるようにしております。

また、公開について、ご不明な点などがございましたら、青森市総務部危機管理課（017-734-5059）へお問い合わせください。

#### 問 4 防災カルテにはどの時点の情報が掲載されているのですか？

調査項目や基礎となる資料によって、どの時点の情報であるかは異なりますが、概ね平成26年6月から平成27年10月までに把握、収集した情報を基本としています。

しかしながら、各自で必要となる情報は違いますし、社会環境の変化に伴い、施設の増減や修正が生じることもありますので、地図上での確認のみならず、ぜひ、カルテを手にとって、実際にご自身の手で、修正を加え、防災カルテをよりよいものへと更新してください。

#### 問 5 防災カルテの内容についての問い合わせ先は？

カルテに記載された内容全般については、青森市総務部危機管理課（017-734-5059）へお問い合わせください。

また、「青森市災害被害想定調査報告書（概要版）」について、青森市役所本庁舎（危機管理課）のほか、各支所・各市民センター、市民図書館などへ冊子として備え付けているほか、青森市ホームページへも掲載しており、どなたでも、ご自由にご覧いただけるようにしておりますので、具体的な調査手法については、そちらもご確認ください。

#### 問 6 防災カルテは何年ごとに情報を更新するのですか？

次回の更新については、現段階では未定ですが、国や県の指針等を踏まえ、必要に応じて災害被害想定調査の実施を検討し、防災カルテの内容についても、その都度、更新していきたいと考えています。



### 問7 何かできる対策はありますか。

市では、災害被害想定調査を基に災害対策を検討してまいりますが、一方で、東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になった（「公助の限界」）ことから、行政の支援を受けることなく、地域住民が自発的に避難行動をとることや地域コミュニティで助け合って、救助活動、避難誘導、避難所運営等を行う「自助」「共助」についても高めていく必要があるとされています。

また、本調査においても、建物の耐震化や建具の固定、避難行動の迅速化により、被害を減らすことができるとの調査結果も得られています。

まずは、できることから着実に、防災・減災に取り組みましょう。

### 問8 耐震改修済みの建物であれば、倒壊しないと考えてよいのでしょうか？ また、比較的震度が小さい地区は、耐震改修不要と考えてよいのでしょうか？

昭和56年改正の新耐震基準では、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

しかし、実際の災害においては、建物の形状や地震動の周期、建物の劣化具合など、様々な要因が影響し、被害が生じることがありますので、今回の調査結果は、一概に被害の有無を表すものではなく、地区別の傾向を確認するための参考としてご活用いただき、個別の建物の耐震性については、専門の業者等へご相談ください。

発行 青森市総務部危機管理課

青森市中央一丁目2番5号

電話：017-734-5059

FAX：017-734-5061